

瀬戸市訓令第 2 号

本 庁  
公 所

瀬戸市例規審査委員会規程（昭和 4 2 年瀬戸市訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(組織) 第 3 条 <省略> 2 委員長は行政課長、副委員長は <u>委員長が委員の中から指名する者</u> をもって充て、委員は、市職員のうちから市長が任命する。	(組織) 第 3 条 <省略> 2 委員長は行政課長、副委員長は行政課法務管理係長 <u>をもって充て</u> 、委員は、市職員のうちから市長が任命する。

附 則

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。